

2025 年 6 月 30 日

各位

東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号
三井化学株式会社
代表取締役社長 橋本 修

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025 年 6 月 24 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

1. 出資の目的とする財産の内容及び価額 2025 年 6 月 24 日開催の当社取締役会決議に基づき下記 6. 記載の割当先に付与される当社に対する金銭報酬債権合計金 92,809,600 円(処分する株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 3,104 円)。
2. 処分する株式の種類及び数 取締役 普通株式 9,500 株
執行役員 普通株式 20,400 株
3. 処分する株式の払込金額 1 株につき金 3,104 円
*上記金額は、2025 年 6 月 23 日(月)の当社株価終値に相当するため有利発行には該当しない。
4. 処分金額の総額 金 92,809,600 円
5. 処分する株式の割当方法 第三者割当の方法による。
6. 割当先 ① 取締役(社外取締役を除く): 5 名
② 執行役員 : 26 名

*割当先には、国内非居住者を含まない。

*各人への割当株式数は、各人に支給される金銭報酬債権額を 3. の処分する株式の払込金額で除することにより算出される。

7. 処分期日 2025 年 7 月 23 日

以 上